

施設型給付等の支払いについて(平成27年4月9日事務連絡)

施設型給付等の支払いについて(依頼)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力いただき、ありがとうございます。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付等(私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。)の支払いについては、施設・事業者の事業運営に支障が生じることのないよう、下記の点に留意の上、ご対応いただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡につきまして、貴管内市町村に周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

- 平成27年3月10日付け事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(案)の送付について」においても依頼したとおり、施設型給付等に係る各種加算については、4月時点でその認定が行われていない状況も想定されますが、その際は、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に施設型給付等の支給を行い、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、柔軟の対応をお願いします。
- 施設型給付等に係る各種加算については、加算の要件を満たす場合に加算されるものですが、施設型給付等の性格上、加算の要件を満たしているにもかかわらず、市町村の独自の判断により加算を行わないという取扱いは認められません。
- 施設型給付等の支給については、平成27年2月3日付け事務連絡「施設型給付費等の支払について」において、自治体の実情により必要と認められる場合には、毎月支給ではなく、数か月分をまとめて、あらかじめ概算払いにより行っていただいても差し支えない旨をお示ししているところですが、この取扱いは、あくまで前払いを想定したものです。もとより、子ども・子育て支援法施行規則第18条においては、毎月支給するものとされており、数か月分をまとめて後払いすることは認められませんので、そのような運用がなされることのないよう、ご留意願います。

施設型給付等の支払いの円滑な実施について(平成27年5月20日事務連絡)

施設型給付等の支払いの円滑な実施について(依頼)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付等(私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。)の支払いについては、平成27年4月9日付け事務連絡「施設型給付等の支払いについて(依頼)」(以下「4月9日付け事務連絡」という。)においてその留意事項をお知らせしたところですが、一部の施設・事業者からは未だに、施設型給付等が本来支払われるべき額に不足していること等から、夏季賞与を含めた職員給与の支払いに支障が生じ、このままでは支給認定子どもに対する教育・保育の提供に影響を生じかねないなどの不安の声が寄せられているところです。

つきましては、下記の点にご留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡について、貴管内市町村に周知していただき、実情を把握の上、適切な対応が図られるよう、指導・助言していただくようお願いいたします。

記

1. 4月9日付け事務連絡で依頼したとおり、施設型給付等の支給については、法令上は毎月支給するものとされていることから、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要があること。また、支給額については、各種加算額も含めて各施設・事業が教育・保育を実施するために通常要する費用の額となることを踏まえ、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、各施設・事業の運営に支障が生じないように配慮していただきたいこと。
2. 処遇改善等加算については、原則として都道府県知事が加算の認定を行うこととされているが、これについても1.のとおりのお取り扱いとしていただきたいこと。このため、各都道府県において各施設・事業者ごとの暫定的な加算率の見通しを示す等の対応をしていただきたいこと。

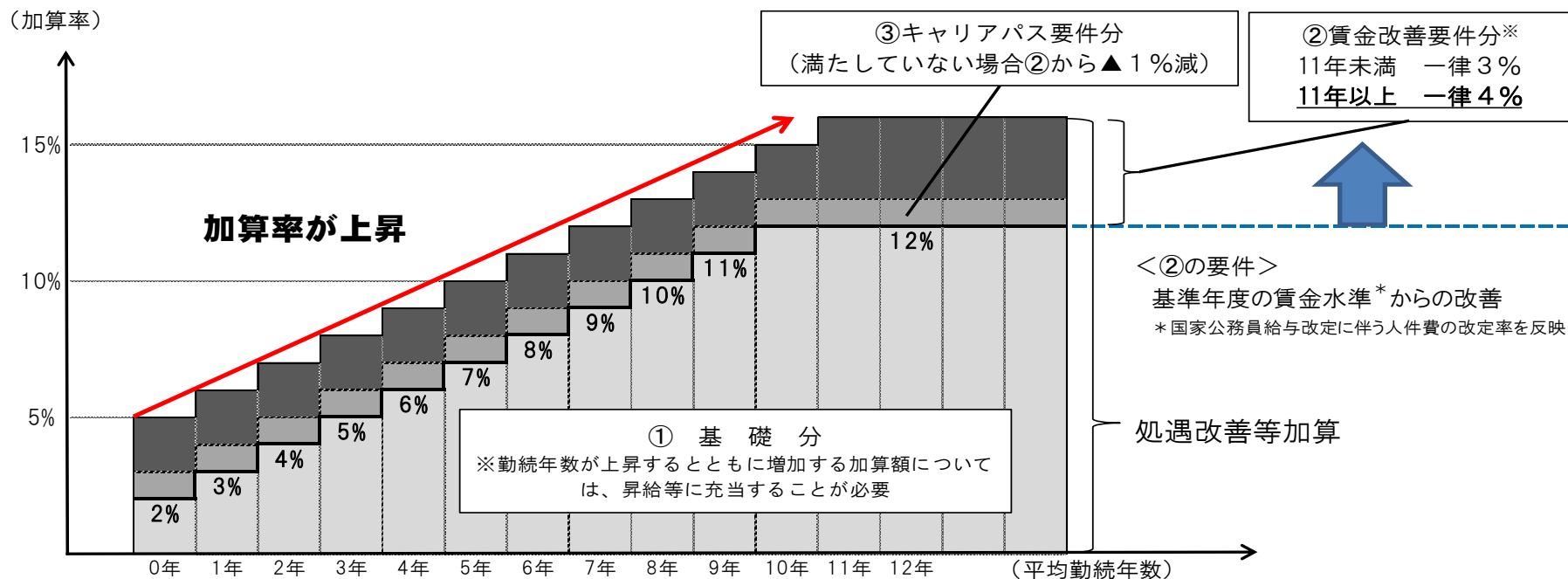
施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(通知)の主なポイント

加算率の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定
処遇改善等加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員（法人役員を除く）
平均勤続年数の算定対象職員	全ての常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む）
平均勤続年数の算定	<p>現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での勤続年数も合算可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 ・ 社会福祉事業を行う施設・事業所 ・ 児童相談所における児童を一時保護する施設 ・ 認可外保育施設 ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、助産所
賃金改善要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準年度からの職員の賃金改善に確実に充てること <ul style="list-style-type: none"> 【基準年度】 ・ 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度 ・ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設は平成24年度 ○ 賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出 ○ 賃金改善要件分にはキャリアパス要件分を含んでいること （キャリアパス要件を満たさない場合は1%減）

処遇改善等加算のイメージ

○ 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

- ① 基本分は、職員 1 人当たり平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に充てることが要件。
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件。



※ 平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が3%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。（平成26年度と比較して平均勤続年数が同様又は下回る施設に限る。）

※ 基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

処遇改善等加算の保育所における経過措置について

- 平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。）については、26年度と27年度以降とで平均勤続年数に変更がない場合等、賃金改善（＝処遇改善）に充てなければならない加算率が27年度のほうが厳しくなるケースがある。
- 求める要件だけが厳しくならないよう、下図の丸枠に該当する平均勤続年数から外れるまでの間（例えば平均勤続年数4年→6年）、経過措置による賃金改善要件分率を適用することも出来るようにしている。

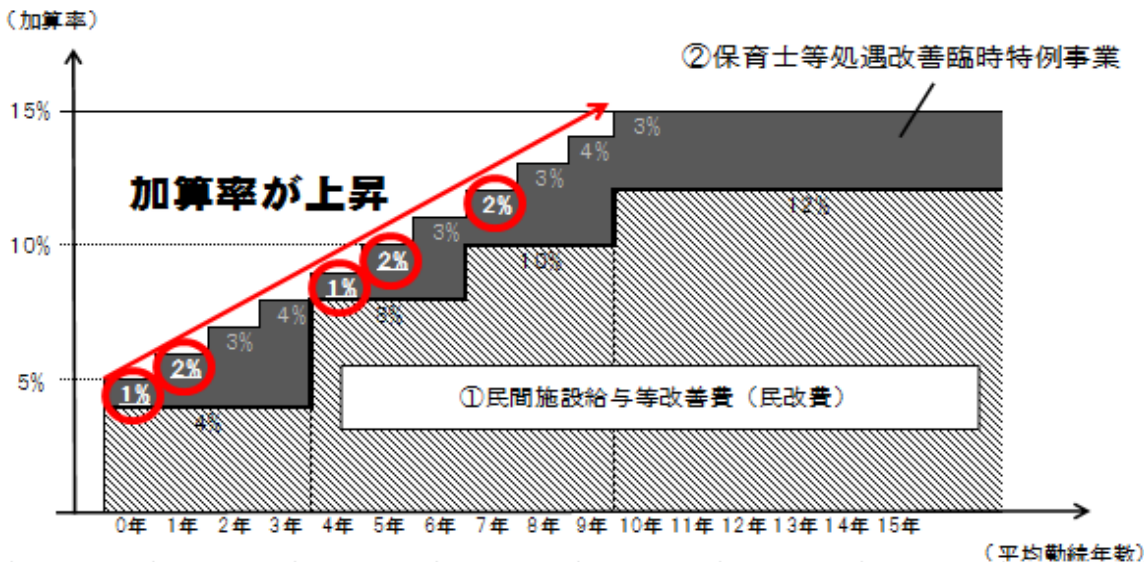
（例）平均勤続年数4年の場合

26年度・・・民改費（8％） ＋ 処遇改善事業分（1％） ＝ 9％

27年度・・・基礎分（6％） ＋ 賃金改善要件分（3％） ＝ 9％

→ 経過措置適用後・・・基礎分（8％（＋2％））＋賃金改善要件分（1％（▲2％））＝9％

➤ 平成26年度における民間施設給与等改善費及び保育士等処遇改善臨時特例事業



（保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表）

①平成26年度の平均勤続年数	②職員1人当たりの平均勤続年数	③賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上 8年未満 4年以上 6年未満 2年未満	2%
5年以上 6年未満	4年以上 6年未満 2年未満	
4年以上 5年未満	5年以上 6年未満 4年以上 5年未満 1年以上 2年未満 1年未満	1%
1年以上 2年未満	2年未満 1年以上 2年未満 1年未満	
1年未満	1年以上 2年未満 1年未満	1%

26年度の処遇改善事業分として1～2％の賃金改善であった平均勤続年数

かつ

27年度以降の平均勤続年数で、仮に26年度の処遇改善事業であったら1～2％の賃金改善であった平均勤続年数

の場合、経過措置を適用することも可能。